

人材紹介契約書

(以下「甲」という)と、株式会社Ns Lead(以下「乙」という)は、甲が採用する人材の紹介に関し、次の通り契約を締結する。

第1条(業務)

1. 甲は乙に、甲の人材採用に関する紹介業務を依頼し、乙はこれを受託する。乙は甲の人材採用計画を的確に把握した上で、乙が探索した人材を選抜・紹介し、採用に至るまでの活動を支援する。

第2条(報酬)

1. 甲は、乙が紹介し、甲が採用した者(以下「被採用者」という)1名ごとに、当該 被採用者の理論年収の20%(税別)を人材紹介に係る手数料の総額として乙に支払う ものとする。上記「理論年収」は、次の算式により計算する。

理論年収＝(基本給＋その他固定的に毎月支給される手当(但し、交通費は除く)＋同職務同年齢者の月平均超過勤務手当)×12＋(同職務同年齢者の前年実績賞与支給額)

2. 被採用者が1日限りの勤務の場合は、乙は、甲に対し、被採用者に支払う給与額(控除前の額面額)を参考に、第1項に基づき人材紹介に係る手数料として支払うものとする。

3. 被採用者の給与が年俸制の場合は、入社初年度1年間の年俸額を前項の理論年収とする。

4. 被採用者が非常勤職員(パート勤務等)の場合は、年間を52週とし、被採用者に対して支払われるべき入職後初回の週給額を52週に換算して第1項の理論年収とする。ただし、週給換算が困難な不定期の勤務においては、被採用者に支払われるべき入職後初回の月給額を12カ月に換算して第1項の理論年収とする。

5. 第3項及び前項の計算においては、賞与及び第1項に規定する月額定額の手当が支給される場合は、当該賞与及び手当に関しても、52週または12カ月に換算し、第1項の理論年収に含めるものとする。

第3条(支払)

1. 甲は、第2条に定める報酬を、被採用者が甲に入職する日が属する月の翌月末日限り、乙が指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は甲の負担とする。

2. 被採用者が入職日以後、次に記載する期間内に退職した場合、乙は第2条に基づき支払われた報酬の全部または一部を、以下のとおり甲に返還するものとする。但し、(1)甲の都合による解雇、甲の責めに帰すべき事由による雇用契約の終了、被採用者の死亡、天災事変等の不測の事態、その他乙の免責が相当と認められる事由に基づく場合、(2)被採用者の契約期間が6カ月以内の雇用契約の場合はこの限りではない。なお、本項に基づく報酬の返還は、被採用者

の退職日から1カ月以内に甲が乙に書面により報告し、退職に関する事実関係(退職理由を含む。)を甲及び乙が確認できた場合に限るものとする。

被採用者が入職日以後1カ月以内に退職した場合	報酬額の100%
被採用者が入職日以後1カ月以上2カ月未満に退職した場合	報酬額の50%
被採用者が入職日以後2カ月以上3カ月未満に退職した場合	報酬額の10%

3. 前項における入職日から退職日までの報酬の返還に関する計算期間(以下、「計算期間」という。)の計算方法は、以下のとおり入職日を初日として算入して計算する。

(1) 入職日が暦日の各月1日で、入職日が属する月の末日をもって退職した場合、計算期間は1カ月とする。

(2) 入職日が各月1日以外の場合、入職日の属する月の翌月の入職日同日の前日をもって退職した場合、計算期間は1カ月とする。

(3) 1月29日から1月31日までの入職日で、2月末日をもって退職した場合、計算期間は1カ月とする。

第4条(オーナーシップ)

1. 乙は、甲が選考・選抜した人材について、甲の同意なく直接接触することはできないものとする。

2. 前項に反し、甲が選考・選抜した人材について、乙が甲の同意なく直接接触し、採用を決定して入社させた場合も、第4条所定の本サービス利用料が発生するものとする。

第5条(労働条件の明示)

1. 甲は、乙に対し、第1条の紹介を依頼するに当たり、その依頼する求人に係る労働条件(職業安定法第5条の3第2項に定める事項を含む。)を乙に書面の交付の方法により明示し、求人の申込みをする。ただし、乙が希望する場合は、これをFAX又はメール等により明示することができる。

第6条(求人申込後の労働条件の変更等)

1. 甲が、乙に対して前条により明示した労働条件の内容を、甲による面接実施前に変更、特定、削除、追加(以下「変更等」という。)することとなった場合は速やかに書面の交付の方法、FAXを利用する方法又はメール等を利用する方法(以下「書面の交付等」という。)により乙に通知するものとする。

2. 前条により明示した労働条件の内容の変更時期が、甲が乙による紹介を受けた人材(以下「丙」という。)と面接等の接触をした後であった場合は、甲は、職業安定法第5条の3第3項に従い、変更等の内容を書面の交付等の方法により直接、丙に明示するものとする。